

# 安平町既存住宅耐震診断等費用 補助金交付制度のご案内

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計および耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

## ■募集期間

4月1日(火)～9月30日(火)

※上記期間内に先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、募集期間中に終了する場合があります。

## ■対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと



## ■対象者

- ・町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人
- ・町に納付すべき町税などを滞納していないこと

## ■補助金額

- ・耐震診断 耐震診断に係る経費の2/3 (上限 89,000円)
- ・補強設計 補強設計に係る経費の2/3 (上限 100,000円)
- ・耐震改修工事 耐震改修工事に係る経費の23% (上限 822,000円)

※外壁、屋根、断熱などの付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象。ただし、従前と同等の仕様であることが条件。

- ・除却工事 除却工事に係る経費の23% (上限 822,000円)

※耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された場合のみ対象。

## ■その他

耐震診断を行う方は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録している方、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者であることが必要です。

## ■申請に必要な書類

- ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書(様式第1号) ・住民票の写し
- ・登記事項証明書(建物) ・納税証明書 ・位置図、配置図、平面図など ・見積内訳書
- ・耐震診断報告書(様式第2号。補強設計、耐震改修、除却工事を行う場合)
- ・改修計画書(様式第3号。耐震改修工事を行う場合) ・外観写真2面以上(除却工事を行う場合)

申込み・問合せ 建設課施設グループ ☎②2516

## 町長交際費の公表を開始しました

令和7年1月より町長交際費の支出状況を公開しています。詳しくは下記URLまたは二次元バーコードからご確認ください。

URL <https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kosaihi>

※当月分の町長交際費は翌月15日までに町ホームページへ掲載します。



「町長交際費の公表」  
ページはこちらから

問合せ 総務課総務グループ ☎②2511